

○越谷市道路反射鏡設置基準

令和6年4月1日

(目的)

第1条 本基準は、越谷市の道路反射鏡（カーブミラー）設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適切な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本基準において「道路反射鏡」とは、工作物等に遮られ見通しの悪い交差点、カーブ等において、自動車の運転者が車両を直接目視することが困難な場合に、その補助として設置するものとする。

(対象道路)

第3条 道路反射鏡の設置対象道路は、越谷市認定道路（以下「公道」という。）とする。

(設置者)

第4条 道路反射鏡は、交通状況や周辺の状態を総合的に勘案して道路管理者が設置する。

2 開発行為等において道路反射鏡が必要と判断される場合は、原因者が設置する。

3 個人が道路反射鏡を道水路等に設置することは認めない。

(設置箇所)

第5条 道路反射鏡は、次の各号に定めるところに設置する。

(1) 道路の湾曲部又は屈折部において、前方の見通しが確保できない箇所。

(2) 信号機が設置されていない交差部で、優先道路に侵入しようとする箇所において、右方向および左方向の確認が困難な箇所。

(3) 前2号に掲げる以外の場所で、見通しの確保が困難と認められ、特

に道路管理者が必要と認める場所。

(設置制限箇所)

第6条 次に掲げる箇所には、道路反射鏡を設置しないものとする。

- (1) 私道内及び私道出口
- (2) 私有地からの出口
- (3) 袋小路内及び袋小路出口（行き止まり道路）
- (4) 10戸以内で、一区画の出口が同一の主道路へ接続する道路からの出口及び当該道路内（コの字道路）
- (5) 建築工事の足場等で一時的に見通しの悪い場所
- (6) 主道路から見て、従道路の見通しが悪い場所
- (7) 歩行者や自転車の目視を目的とする場所
- (8) 私有地の出入り口や交通の支障になる場所等、物理的に設置困難な場所

(移設及び撤去)

第7条 移設及び撤去については次のとおりとする。

- (1) 一般住宅の建替え等に伴い道路反射鏡の移設が必要となったときは、原因者において移設することとし、移設位置については、道路管理者と協議のうえ決定する。
- (2) 道路環境等の変化により、道路反射鏡の必要性がないと認めた場合は、道路反射鏡を撤去する。

(維持管理)

第8条 維持管理については次のとおりとする。

- (1) 本基準に基づき設置及び移設された道路反射鏡については、道路管理者が維持管理を行う。
- (2) 市以外の者が設置した管理者が不明な道路反射鏡であって、現に公共の用に供され、かつ、道路管理者が管理することが合理的であると認められるものは、道路管理者が維持管理を行うことができる。

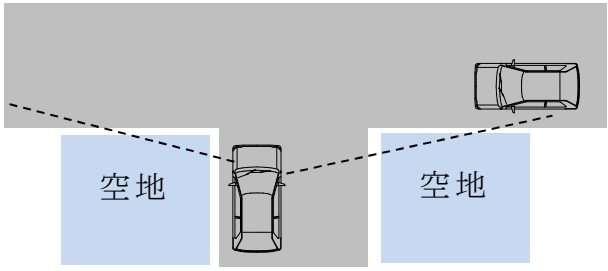
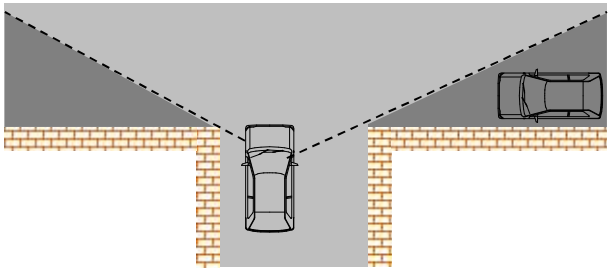
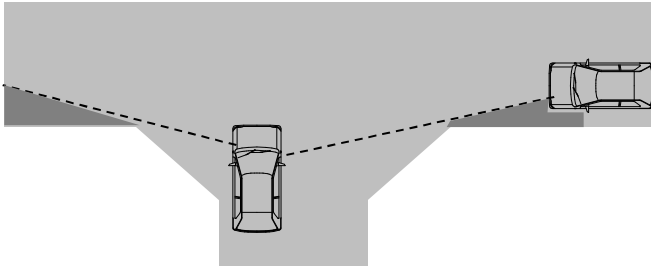
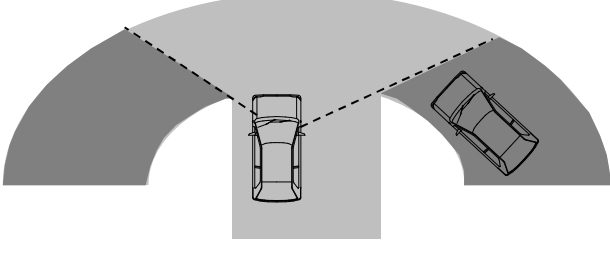
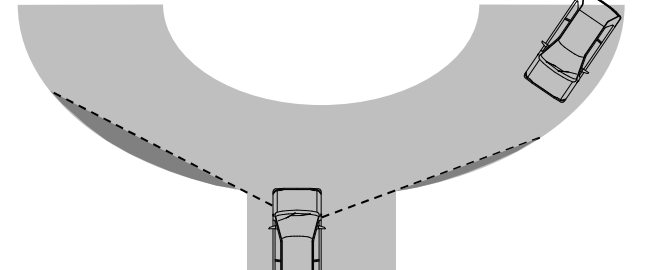
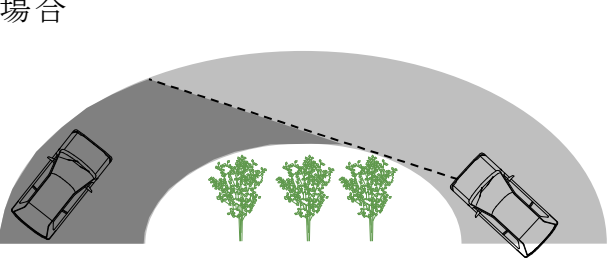
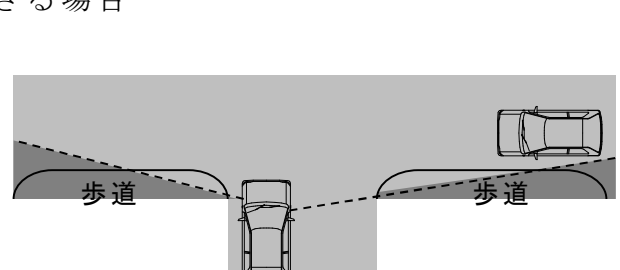
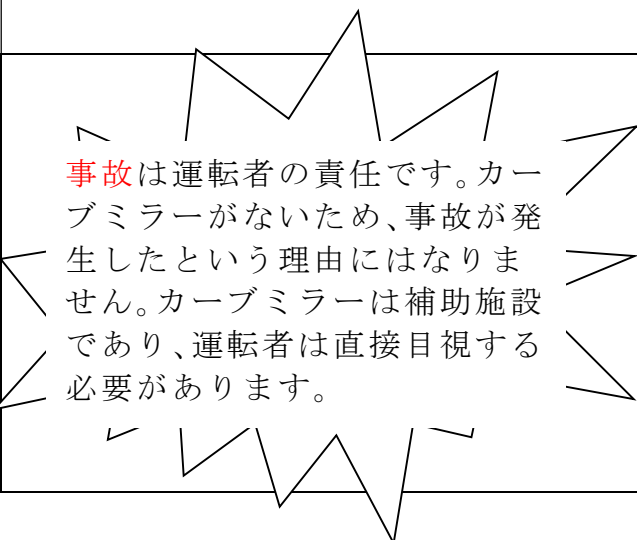
(賠償)

第9条 道路反射鏡等を故意又は過失により損傷させた者がいた場合、原因者は直ちに原型に復すか、又はこれに要する費用を市に賠償しなければならない。

(補足)

第10条 本基準に定めるもののほか、道路反射鏡等設置及び管理に関し必要な事項は、道路管理者が別に定める。

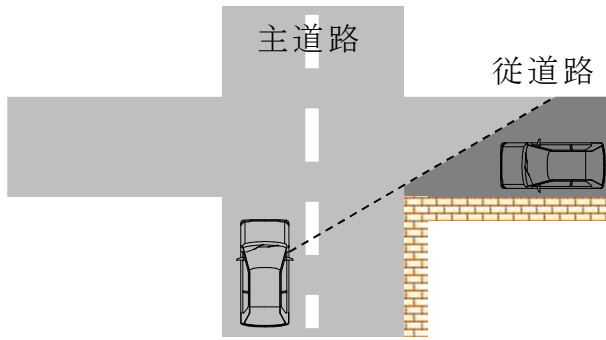
1. 交差点等における一般的な設置の判断基準

<p>設置できないと判断する箇所 (法令等に定められた通行を行えば危険が除去できる)</p>	<p>設置できると判断する箇所</p>
<p>(1) 空地等の土地利用形態により、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(1) 道路幅が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(2) 隅切りがあり、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(2) 内へカーブしており、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(3) 外へカーブしており、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(3) 大きく湾曲又は屈折し、減速しても対向車の安全確認が困難と認められる場合</p> 
<p>(4) 歩道等があり、一時停止や徐行して歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合</p> 	<p>事故は運転者の責任です。カーブミラーがないため、事故が発生したという理由にはなりません。カーブミラーは補助施設であり、運転者は直接目視する必要があります。</p> 

設置できないと判断する箇所

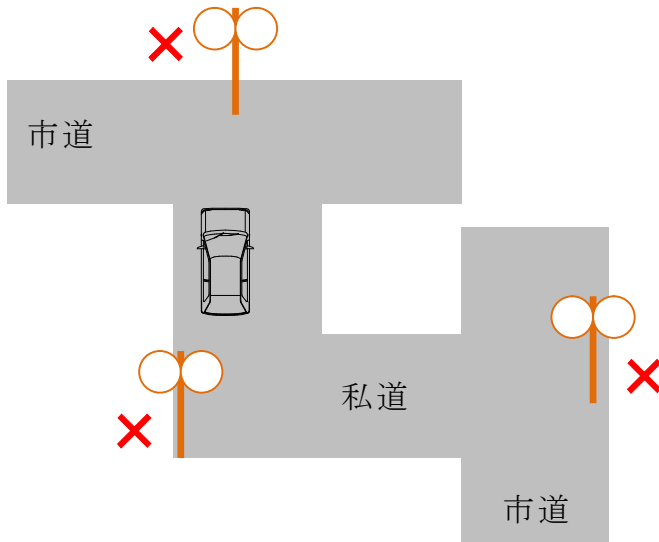
(法令等に定められた通行を行えば危険が除去できる)

(5) 主道路から見て、従道路の見通しが悪い場合

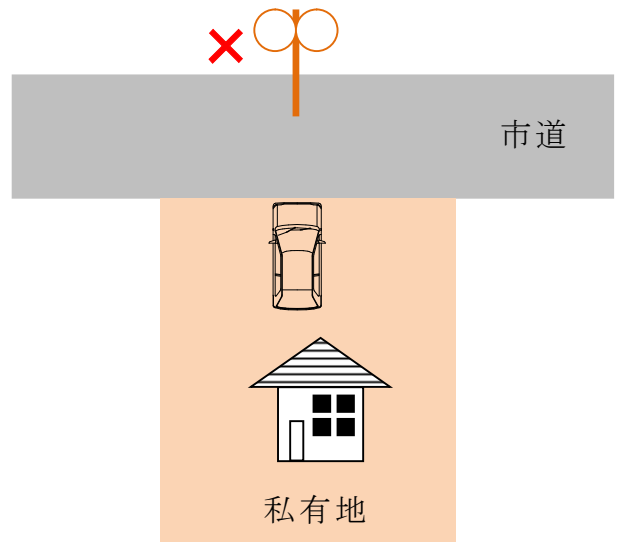


2. 設置しない場所

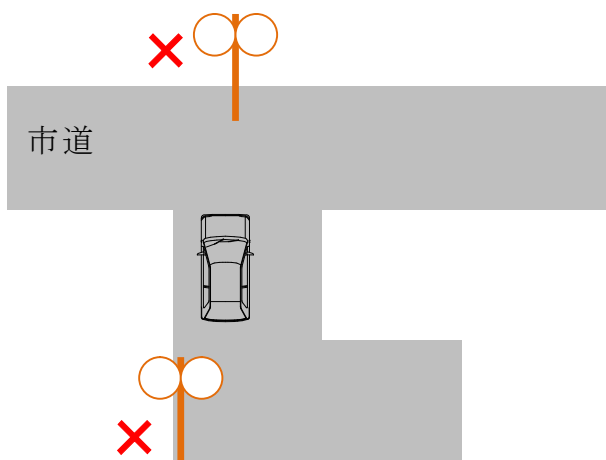
(1) 私道内及び私道からの出口への設置
(利用者が限定される)



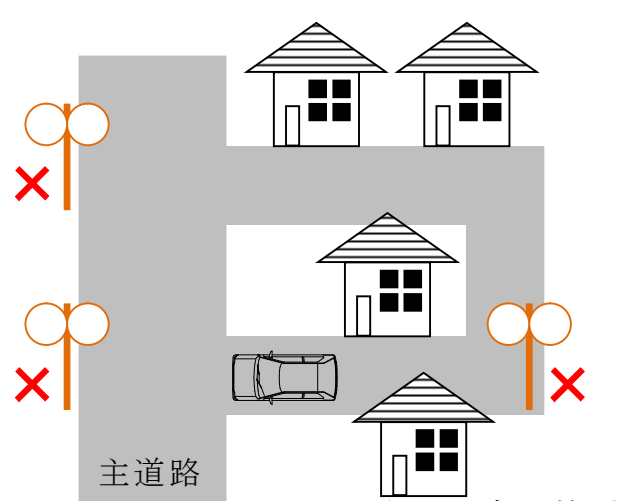
(2) 個人宅や事業所、施設等からの出口への設置 (利用者が限定される)



(3) 行き止まり道路等の袋小路内及び袋小路からの出口への設置 (利用者が限定される)



(4) 10戸以内で一区画の出口が同一の主道路へ接続する道路からの出口及び当該道路内 (利用者が限定される)



※11戸以上の場合は検討